

病院の医療従事者の標準数について

1 医師

(医師の標準数の算定は、歯科、小児歯科、矯正歯科、歯科口腔外科の患者（以下「歯科関係患者数」という。）を除く。)

Y = 標準数、 内の計算結果の単位は、小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位まで求めること。

病院の種類別	計 算 式
【療養病床が全体の病床に占める割合の50%を超える場合は（ ）内の数字で計算すること。】	
特定機能病院 (規則22の2①1)	$\frac{\text{入院患者数} - \text{歯科関係入院患者数}}{2.5} + \frac{\text{外来患者数} - \text{歯科関係外来患者数}}{2.5} = A \quad \frac{A}{8} = Y$
本則適用 規則43条の2に係る病院	$\frac{\text{療養病床入院患者数}}{3} + \text{左記病床以外の入院患者数} - \text{歯科関係入院患者数} + \frac{\text{外来患者数} - \text{精神科・耳鼻咽喉科・眼科} - \text{歯科関係外来患者数}}{2.5} + \frac{\text{精神科・耳鼻咽喉科・眼科外来患者数}}{5} - 52(36) = A \quad \frac{A}{16} = B \quad B + 3(2) = Y$ <p>注) A < 0 の場合は、A = 0 とする。</p>
上記以外の病院 (規則19①1)	$\frac{\text{精神科病床入院患者数}}{3} + \frac{\text{療養病床入院患者数}}{3} + \text{左記病床以外の入院患者数} - \text{歯科関係入院患者数} + \frac{\text{外来患者数} - \text{精神科・耳鼻咽喉科・眼科} - \text{歯科関係外来患者数}}{2.5} + \frac{\text{精神科・耳鼻咽喉科・眼科外来患者数}}{5} - 52(36) = A$ $\frac{A}{16} = B \quad B + 3(2) = Y$ <p>注) A < 0 の場合は、A = 0 とする。</p>

(注1) 「精神科・耳鼻咽喉科・眼科」及び「歯科、小児歯科、矯正歯科、歯科口腔外科」を医療法施行令第3条の2に基づき組み合わせた診療科名にしている場合の外来患者数は「精神科・耳鼻咽喉科・眼科」及び「歯科、小児歯科、矯正歯科、歯科口腔外科」の外来患者数として計上すること。

(注2) 「外来患者数」については、外来患者延数から医師による包括的なりハビリテーションの指示が行われた通院リハビリ患者（ただし、実施計画の立案日等、医師による外来診察が行われた日を除く。）を除いた患者数を用いることも可能。

2 歯科医師

Y=標準数、※は小数点第1位を切り上げ整数とする。

病院の種別		計 算 式
本 則 適 用	特定機能病院 (規則22の2①②)	$\frac{\text{歯科関係入院患者数}}{8} = A \quad \text{※} \quad A + \frac{\text{外来患者数のための必要人数}}{1} = Y$ <p>注) 「歯科関係入院患者数」>0でA=0になる場合は、A=1とする。 注) 「外来患者のための必要人数」は最低限度として1名の歯科医師の配置が必要。(H5. 2. 15 健政発98)</p>
	歯科専門病院 (規則19①②イ)	$\frac{\text{歯科関係入院患者数} - 52}{16} = A \quad \text{※} \quad A + 3 = B \quad B + \frac{\text{外来患者数のための必要人数}}{1} = Y$ <p>注) 外来患者のための必要人数は概ね20人に1人 注) A<0の場合は、A=0とする。</p>
	上記以外の病院 (規則19①②ロ)	$\frac{\text{歯科関係入院患者数}}{16} = A \quad \text{※} \quad A + \frac{\text{外来患者数のための必要人数}}{1} = Y$ <p>注) 「歯科関係入院患者数」>0でA=0になる場合は、A=1とする。 注) 「外来患者のための必要人数」は概ね20人に1人</p>

3 薬剤師

Y = 標準数、※は小数点第1位を切り上げ整数とする。

内側の計算結果の単位は、小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位まで求めること。

病院の種別		計 算 式
本 則 適 用	特定機能病院 (規則22の2①③)	$\frac{\text{入院患者数}}{30} = \text{必要数} \quad \text{※} \quad \frac{\text{調剤数}}{80} = Y \text{標準数} \quad \text{※}$
	規則43条の2 に係る病院	$\frac{\text{療養病床入院患者数} + \text{療養病床(転換)入院患者数}}{150} + \frac{\text{精神病床入院患者数} + \text{精神病床(転換)入院患者数}}{70} + \frac{\text{結核病床入院患者数}}{70} + \frac{\text{感染症病床入院患者数}}{70} + \frac{\text{一般病床入院患者数}}{70} + \frac{\text{外来患者処方せん数}}{75} = Y \quad \text{※}$ <p>注) Y=0となった場合は、Y=1とする。</p>
	上記以外の病院 (規則19②1)	$\frac{\text{精神病床入院患者数} + \text{精神病床(転換)入院患者数}}{150} + \frac{\text{療養病床入院患者数} + \text{療養病床(転換)入院患者数}}{150} + \frac{\text{結核病床入院患者数}}{70} + \frac{\text{感染症病床入院患者数}}{70} + \frac{\text{一般病床入院患者数}}{70} + \frac{\text{外来患者処方せん数}}{75} = Y \quad \text{※}$ <p>注) Y=0となった場合は、Y=1とする。</p>

4 看護師及び准看護師

Y = 標準数、※は小数点第1位を切り上げ整数とする。

内の計算結果の単位は、小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位まで求めること。

病院の種類別		計 算 式
本則適用	特定機能病院 規則22の2①4	$\frac{\text{入院患者数} + \text{入院新生児数}}{2} = A ※ \quad \frac{\text{外来患者数}}{30} = B ※ \quad A + B = Y$
	規則43条の2に係る病院	$\frac{\text{療養病床入院患者数}}{4} + \frac{\text{結核病床入院患者数}}{4} + \frac{\text{精神病床入院患者数}}{3} + \frac{\text{感染症病床入院患者数}}{3} + \frac{\text{一般病床入院患者数} + \text{入院新生児数}}{3} = A ※$ $\frac{\text{外来患者数}}{30} = B ※ \quad A + B = Y$ <p>注) Y=0となった場合は、Y=1とする。</p>
	上記以外の病院 規則19②2	$\frac{\text{療養病床入院患者数}}{4} + \frac{\text{精神病床入院患者数}}{4} + \frac{\text{結核病床入院患者数}}{4} + \frac{\text{感染症病床入院患者数}}{3} + \frac{\text{一般病床入院患者数} + \text{入院新生児数}}{3} = A ※$ $\frac{\text{外来患者数}}{30} = B ※ \quad A + B = Y$ <p>注) Y=0となった場合は、Y=1とする。</p>
附則適用	精神病床特例 附則20	<p>対象 精神病床を有する病院（規則43条の2に係る病院除く。）であって、上記計算式で看護師が不足した場合は、以下の人数を看護補助者より看護師に加え、不足分とすることができる。</p> <p>適用期間 当分の間</p>
		$\frac{\text{精神病床入院患者数}}{4} = A ※ \quad \frac{\text{精神病床入院患者数}}{5} = B ※ \quad A - B = \text{看護師の人数に算入できる看護補助者数}$

「外来患者数」については、外来患者延数から医師による包括的なりハビリテーションの指示が行われた通院リハビリ患者（ただし、実施計画の立案日等、医師による外来診察が行われた日を除く。）を除いた患者数を用いることも可能。

5 看護補助者

Y = 法定人員、※は小数点第1位を切り上げ整数とする。

内の計算結果の単位は、小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位まで求めること。

病院の種類別		計 算 式
本則適用	規則19②3	$\frac{\text{療養病床入院患者数}}{4} = Y ※$

◎精神病床の特例を適用し、看護師不足分として看護師の現員数に算入した「看護補助者の数」は、療養病床に必要な看護補助者の員数には含まれないことに注意。（二重計上に注意）

6 その他医療従事者

- ① 栄養士（規則19②4）
許可病床が100床以上に1
- ② 管理栄養士（規則22の2①5）
特定機能病院にあつては1以上
- ③ 診療放射線技師、事務員その他従業者（規則19③1、規則22の2⑥）
病院に応じた適当数
- ④ 理学療法士及び作業療法士（規則19③2）
療養病床を有する病院にあつては、病院の実情に応じた適当数

【注意事項】

- 注1 「入院患者数」とは「一日平均入院患者数」を意味し、「1年間における毎日24時現在に在院している入院患者延べ数」を「暦日（通常365日であり、休止期間がある場合はその期間を除く）」で除した数である。（小数点第2位以下を切り捨てて小数点第1位まで。）
- 注2 「外来患者数」とは「一日平均外来患者数」を意味し、「一年間の外来患者延べ数」を「実外来診療日数」で除した数である。（小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位まで求めること。）
- 注3 「外来患者処方せん数」は、「一日平均外来患者に係る取扱い処方せん数」を意味し、「一年間の外来患者に係る取扱い処方せんの数」を「実外来診療日数」で除した数である。（小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位まで）
※患者に院外で調剤を受けさせるために交付する処方せん（院外処方せん）は含まない。
- 注4 「調剤数」とは、「一日調剤数」を意味し、「一年間の入院及び外来別の調剤延べ数」をそれぞれ「暦日」（通常365日であり、休止期間がある場合はその期間を除く）及び「実外来診療日数」で除した数である。（小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位まで）
- 注5 看護師の標準数の計算は、「入院新生児数」＝「一日平均入院新生児数」を加えて計算すること。
- 注6 医師の標準数の端数処理は、個々の計算過程において小数点第2位を切り捨てるが、最終計算結果での端数処理は行わない。
- 注7 医師以外の標準数の端数処理は、個々の計算過程において小数点第2位を切り捨て、最終計算結果を小数点第1位切り上げ整数とする。